

有限会社石山測量設計事務所 人権方針

有限会社石山測量設計事務所は、事業を行う過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するために人権方針を制定し、人権を尊重する取り組みを進めてまいります。

<適用範囲>

本方針は、有限会社石山測量設計事務所の全役員・従業員に対し適用されます。また、協力会社・調達先等のビジネスパートナーに対して、本方針に基づく人権尊重の遵守を期待します。

<規範や法令の尊重・遵守>

当社は、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重するとともに、国連「グローバル・コンパクト」署名企業として、同イニシアチブが定める10原則を支持します。また国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基に、本方針を定め、人権尊重の取り組みを推進します。

<人権尊重の責任>

当社は、自らの事業活動において他者への人権侵害を回避することに努め、また人権に負の影響を引き起こしている、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

<人権デュー・ディリジェンス>

当社は、人権デュー・ディリジェンスのしくみを通じて、人権への負の影響を特定し、予防または軽減に取り組みます。

<是正・救済>

当社の事業活動により人権に対する負の影響を引き起こした、あるいは助長していることが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正、救済に取り組めます。

<教育>

当社は、本方針が事業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中に反映するとともに、全役員・従業員に対して適切な教育・研修を行います。

<対話・協議>

当社は、人権に対する潜在的および実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの協議を誠実にを行います。

策定：2024年5月28日